

「子どもの遊び」に係る人材育成及び啓発業務委託 質問への回答

No.	質問	回答
1	託児所開設は、講座開設会場と別教室(会議室)で運営してもよいのか。その場合、会場費は福岡市で負担するという認識で良いか。	・託児所の開設は、講座開設会場とは別室で運営して構いません。 ・しかし、会場によっては、講座開設会場内で託児所の運営を行うことも想定しております。 ・また、託児所開設のため別室となる場合の会場費は福岡市で負担します。